ロ　設計実績　ａからｃの条件を満たすこと又はａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）。

なお、ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者

ｂ　ＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅（３階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｃ　本工事において、構造上主要な部分（柱、梁又は耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使ったＲＣ造又はＳＲＣ造の建築物（３階建以上）の設計が完了した実績を有する者

ｄ　当機構九州地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者

②　共同申込みの場合　次のイからハに掲げる条件を満たすこと。

イ　共同企業体の代表者は上記①イの実績を有すること。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造建築物の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ハ　構成員のうちの１者が上記①ロａからｃを満たすこと。又は実施設計を行う者が①ロを満たすこと。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任で配置できること。

なお、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、二級建築士又は２級建築施工管理技士の有資格者でよい。）。

②　平成15年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑿①イに掲げる同種工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること（共同申込みの場合で代表者以外の構成員は二級建築士又は２級建築施工管理技士でよい。）。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　申請者と申請時点において直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、本公募での恒常的雇用関係とは競争参加資格確認申請書の提出日に雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂　住宅建物に係る設計計画が適正であること。

⒃　次に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。

なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には、元請適用除外誓約書を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する次の書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、次に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

⒄　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒃をすべて満たす者で構成され、かつ、次のイにより構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

イ　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒅　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、５⑵の申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない（あらかじめシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出すること。問い合わせ先は７⑴とする。）。

なお、５⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び評価ウエイトは、入札説明書記載のとおりとする。

⑵　総合評価の方法　入札説明書に示す競争参加資格要件を満たした者には標準点100点を与え、さらに、上記⑴により加算点（最大30点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」、「施工計画」及び「工期提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

４　設計業務の受託者等　入札説明書による。